

クロルピクリン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	0.01	
小麦	0.01	
大麦	0.01	
ライ麦	0.01	
とうもろこし	0.01	
その他の穀類 ¹	0.01	
大豆	0.01	
小豆類 ²	0.01	
えんどう	0.01	
そら豆	0.01	
らっかせい	0.01	
その他の豆類 ³	0.01	
ばれいしょ	0.01	
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01	
かんしょ	0.01	
やまいも（長いもをいう。）	0.01	
こんにやくいも	0.01	
てんさい	0.01	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.01	
かぶ類の根	0.01	
かぶ類の葉	0.01	
西洋わさび	0.01	
クレソン	0.01	
はくさい	0.01	
キャベツ	0.01	
芽キャベツ	0.01	
ケール	0.01	
こまつな	0.01	
きょうな	0.01	
チンゲンサイ	0.01	
カリフラワー	0.01	
ブロッコリー	0.01	
その他のあぶらな科野菜 ⁴	0.01	
ごぼう	0.01	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.01	
その他のきく科野菜 ⁵	0.01	
たまねぎ	0.01	
ねぎ（リーキを含む。）	0.01	
にんにく	0.01	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
にら	0.01	
アスパラガス	0.01	
わけぎ	0.01	
その他のゆり科野菜 ⁶	0.01	
にんじん	0.01	
パセリ	0.01	
セロリ	0.01	
みつば	0.01	
その他のせり科野菜 ⁷	0.01	
トマト	0.01	
ピーマン	0.01	
なす	0.01	
その他のなす科野菜 ⁸	0.01	
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.01	
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.01	
しろり	0.01	
すいか（果皮を含む。）	0.01	
メロン類果実（果皮を含む。）	0.01	
まくわうり（果皮を含む。）	0.01	
その他のうり科野菜 ⁹	0.01	
ほうれんそう	0.01	
オクラ	0.01	
しょうが	0.01	
未成熟えんどう	0.01	
未成熟いんげん	0.01	
えだまめ	0.01	
その他の野菜 ¹⁰	0.01	
りんご	0.01	
いちご	0.01	
その他のハーブ ¹¹	0.01	

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
2. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

6. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
9. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
10. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
11. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

ジクロベンチアゾクス

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	0.01	

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

セファピリン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
牛の筋肉	0.03	0.03
牛の脂肪	0.03	0.03
牛の肝臓	0.03	0.03
牛の腎臓	0.03	0.03
牛の食用部分 ¹	0.03	0.03
乳	0.03	0.03

* 本剤は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

* 今改正による基準値の変更はないが、成分規格の7に規定する基準値を削除し、成分規格の6に新たに基準値を設定する。

1. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外のものをいう。

フェンピコキサミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小麦	○ 0.6	
ライ麦	○ 0.6	
バナナ	○ 0.2	

○：基準値を引き上げる品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

フルチアニル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
トマト	0.3	0.3
なす	0.2	0.2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2	0.2
すいか	0.05	0.05
メロン類果実		0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	0.07	
未成熟えんどう	0.5	0.5
りんご	○ 0.2	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 0.4	
いちご	0.5	0.5
ぶどう	○ 0.7	

○：基準値を引き上げる品目

- * 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- * 「メロン類果実」に設定されているフルチアニルの残留基準値については、果皮を含む部位に適用するものとする。

プロチオホス

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
大豆	0.05	0.05
小豆類 ¹	● 0.03	0.05
らっかせい	● 0.02	0.05
ばれいしょ	● 0.02	0.05
かんしょ	0.05	0.05
てんさい	0.5	0.5
さとうきび	● 0.05	0.5
はくさい	●	0.1
キャベツ	● 0.03	0.2
芽キャベツ	●	0.2
チンゲンサイ	●	0.2
カリフラワー	●	0.2
ブロッコリー	●	0.2
その他のあぶらな科野菜 ²	●	0.2
ごぼう	0.1	0.1
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	○ 2	
にんにく	● 0.03	0.1
にら	○ 0.2	0.1
その他のゆり科野菜 ³	○ 0.2	0.1
しょうが	●	1.0
みかん		0.05
みかん（外果皮を含む。）	2	
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	0.1
グレープフルーツ	●	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実 ⁴	●	0.1
りんご	●	0.3
日本なし	○ 0.2	0.1
西洋なし	○ 0.2	0.1
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
いちご	0.3	0.3
ぶどう	● 1	2.0
かき	0.2	0.2
バナナ		0.01
くり	● 0.01	0.1
茶	○ 5	5.0

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他のスパイス ⁵	○ 10	0.1
その他のハーブ ⁶	●	0.2

●：基準値を引き下げる品目
○：基準値を引き上げる品目

- * 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- * 「みかん」に設定されているプロチオホスの残留基準値については、外果皮を含む部位に適用するものとする。
1. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
 2. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
 3. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
 4. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
 5. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
 6. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。